

～ふつうの暮らし 避難の権利 つかもう安心の未来～

応援してください！

原発賠償関西訴訟

第11回口頭弁論期日

2016年10月13日(木) 12時45分集合

集合場所：大阪地方裁判所 本館1階正面玄関付近

大阪市北区西天満2-1-10／京阪電鉄なにわ橋駅①出口から5分・大江橋駅⑥出口から7分
淀屋橋駅①出口から約8分、北浜・北新地方面から約10分、梅田方面から約20分

*当日、12時45分～午後1時の間に抽選受付があります(予定)。

抽選は午後1時。お早めにいらしてください。

開廷時間は午後1時半です。

*傍聴券の抽選に外れた方は、

大阪弁護士会館201・202(※下図)にて予定の模擬法廷にご参加ください。

法廷での弁論が終了した後、報告集会もあります。



傍聴に来てください。
私たちの小さな声を、
皆様の応援で大きな力に！

ふだんの暮らしの中で「裁判所に行く」ことって、めったにないですよね？福島原発事故によって関西に避難してきた私たちも、裁判の原告になるとは思っていませんでした。「原発賠償関西訴訟」は、原発事故で被害を受けた私たちが、**避難する権利、とどまる権利、帰還する権利を訴える**裁判です。つまり**「人の命」と「健康」と「ふつうの人間らしい暮らし」**が守られることを何より望んでいます。こうした私たちの取り組みに、ぜひ皆さんのお力を貸してください。

次回《第12回裁判》12月15日(木)午後2時～

《第13回裁判》3月2日(木)午後2時～

■お問合せ■

原発賠償関西訴訟の応援団★KANSAIサポーターズ
〒537-0047 大阪市北区西天満2-8-1 大江ビル405号
Tel. 070-5658-9566

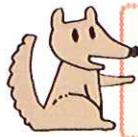


[f ブログ KANSAIサポーターズ 検索 http://kansapo.jugem.jp/](http://kansapo.jugem.jp/)

■原発賠償関西訴訟弁護団■

〒530-0047 大阪市北区西天満4-11-22
阪神神明ビル9階902号室 梅田新道法律事務所
Tel.06-6316-8824 Fax.06-6316-8825 (担当弁護士：白倉典武)





原発賠償関西訴訟 ナゼ? なに? Q&A



Q この裁判で関西だけですか？

A いいえ、日本中で10,000人以上が訴えています！
(2015年7月)

2013年3月、福島地裁への訴えを皮切りに、北海道から九州まで、日本中の避難者が東電と国を相手に提訴しています。近畿エリアでも、京都、兵庫、関西と3つの原告団が結成され、合計507名の原告が立ち上りました。

Q 関西訴訟って、何人の原告がいるの？

A. 2013年9月17日第一次提訴、12月18日第二次提訴、2014年3月7日第三次提訴、2016年3月3日第四次提訴と、計240人が原告になりました。

原告団の多くは家族です。おじいちゃん、おばあちゃん、パパ、ママ、子どもたち、赤ちゃんも原告です。原発事故被害は、世代、立場に関係なく、すべての人に及ぶのです。



Q なぜ裁判するの？ 東電から賠償金も出たのでは？

A. 東電の補償と範囲は限られたものであり、不十分です。
対象となっていない人がたくさんいます。

東電は、補償の対象となる地域をせまく区切り、一部の人だけを補償の対象として、すべてを終わりにしようとしています。それ以外の区域の人の大半は切り捨てられました。福島県を中心に関東～東北の広大なエリアが汚染されました。今もそこに住む人にも、関西に避難した人の中にも、東電の補償の対象になっていない人がたくさんいます。また、東電が補償を認めた区域の人たちも、個々の事情はまったく考慮されず、謝罪もなく、一方的に東電が勝手に決めた金額を押しつけられただけでした。その時の怒りゆえに、今回の訴訟に踏み切った人も多数います。

■お願い

「原発賠償関西原告団」並びに「KANSAIサポートーズ」では、活動のためのカンパを募っています。原発事故がもたらした避難生活の窮状を、ひとりでも多くの方に知っていただくために、皆さんのご厚意を活用させていただきます。

■原発賠償関西原告団

ゆうちょ銀行 四一八支店 【預金種目】普通預金 【口座番号】7905624
【なまえ】ゲンバツババショウカンサイゲンコクダン

■KANSAIサポートーズ

＜ゆうちょ銀行から＞
【記号】14380 【番号】83649451 【なまえ】カンサイサポートーズ
＜ゆうちょ以外の金融機関から＞
【店名】四三八(ヨンサンハチ) 【店番】438 【預金種目】普通預金
【口座番号】83649451 【なまえ】カンサイサポートーズ

Q この裁判の目的って？

A. この裁判の目的は3つあります。

① 東京電力福島第一原発の真相の究明と責任の追及
現在、複数の事故調による報告書が公開されていますが、いずれも国の法的責任を認めていません。国の避難者に対する施策が極めて不十分なのは、責任の所在が曖昧だから。まずはここから始めます。国と東電の責任を明らかにできるのは、司法の力だけ！

② 損害の完全賠償

東電に対する直接請求をしても、原子力損害賠償紛争解決センター(原発ADR)に賠償を求めて、驚くほど不十分！区域外の人も同じように被害を受けているのに、まったく対応してもらえないケースが大半です。損害の完全賠償もこの訴訟の目的のひとつです！

③ 被災者全員に対しての暮らしの支援を！

被災地にとどまった人、避難した人、帰還した人、原発事故は多くの人の人生を翻弄しました。しかし、国の被災者に対する施策は極めて不十分です。特に区域外からの避難者に対しての必要な支援はほとんどありません。国がこうした姿勢を改めさせ、被害にあったすべての人が「ふつうの暮らし」を取り戻すための、行政による施策…それを実現することが、この裁判最大の目的です！



Q なぜ裁判にサポーターが必要なん？

A. 今回の裁判は法廷の中だけでは收まりません。
今後の日本を変えていくもの。
だからみんなに参加してほしいのです。

原発事故からの3年間、被害にあった私たちと、その支援者たちは、本気で国と東電に訴えてきました。「子ども・被災者支援法」もでき、日本中で避難者の意見を聞く公聴会が開催されました。でも、避難者の声はほとんど無視され、本当に必要な支援策からは、ほど遠い状態です。原発事故の被害者にとって、訴訟だけが最後の手段なのです。

この裁判に勝訴したら、原告になった被災者だけでなく、日本国民全員に原発事故の補償がなされるようになります！万が一の時にも、医療の補償がある日本になるんです。その点を理解していただければ、あなたもきっとこの裁判を応援したくなるはず♡

サポーターに
おっしゃください！

避難生活をしながらの訴訟。どちらも初めてのことでの、とまどうことがいっぱいです。そんな時、私たちの活動を応援してくれる人がいるだけで、心の支えになります！

登録は kansaisapo@gmail.com まで

